

令和6年度 狂犬病予防集合注射を実施します

令和6年度の狂犬病予防集合注射を次の日程で実施します。現在、本町に登録されている飼い主の方は、事前に送付する案内通知と手数料をお持ちのうえ、お近くの会場で注射を受けてください。なお、新しく飼い犬を登録し、注射を受ける場合も同様です。

手数料

■登録済の犬

3,300円（注射料+注射済票交付手数料）

■新規登録の犬

6,300円（登録料+注射料+注射済票交付手数料）

※令和5年3月2日から注射料が改定されています。

集合注射日程表

実施日	時間	会場
4/16 (火)	9:30～ 9:50	郡家保健センター
	10:10～10:30	八頭町役場本庁舎
	10:40～10:50	国中改善センター
	11:00～11:10	JR河原駅前
4/18 (木)	9:30～ 9:50	八頭町役場船岡庁舎
	10:10～10:20	大江地区公民館
	10:40～10:50	若桜鉄道隼駅前
	11:10～11:20	西谷生活改善センター
4/19 (金)	9:30～ 9:40	上私都地区福祉施設
	10:00～10:10	中私都改善センター
	10:30～10:50	下私都改善センター
	11:10～11:20	大御門体育センター
4/23 (火)	9:30～ 9:40	安部地区福祉施設
	9:50～10:10	八東地区公民館
	10:20～10:40	八東保健センター
	10:50～11:10	八頭町役場八東庁舎

※天候等の影響により中止する場合は、防災行政無線や町ホームページなどでお知らせします。

※生後91日以上の子犬は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

■動物病院で予防注射を受ける場合

県内東部の指定動物病院で予防注射を受ける場合は、併せて犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付ができます。

※動物病院で鑑札や注射済票の交付を受けた場合、役場での手続きは必要ありません。

■飼い犬が死亡した場合など

飼い犬が死亡した場合、飼い主の住所・氏名等が変更した場合などは、役場に届け出をお願いします。

■注意事項

- 犬が興奮し暴れる場合があります。首輪や口輪をつけ、犬を押さえることのできる飼い主が連れてきてください。
- 会場で犬による事故が起こった場合は、当事者同士の責任で処理してください。
- ふん等の始末は、飼い主が行ってください。
- 妊娠中や授乳中、発情中、その他の病気や体調不良、高齢、1カ月以内に他のワクチン注射をした場合は、会場での注射ができません。その場合は、かかりつけの動物病院にご相談ください。
- 低い確率で注射により、最悪、死に至る痛みやショック症状が生じる場合があります。集合注射では応急処置しかできないため、即時対応ができる環境を希望する場合は、動物病院で注射を受けてください。



問い合わせ

町民課 ☎76-0211

令和6・7年度 鳥取県後期高齢者医療保険料率について

2月9日に開催された鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、令和6・7年度の保険料が決定しました。

令和6・7年度の保険料率

保険料の所得割率 100分の10.64
保険料の均等割額 52,138円

保険料計算における変更点

①賦課限度額の変更

後期高齢者医療保険の一人当たりの年額保険料の限度額は80万円です。

②均等割軽減判定基準額の見直し

経済動向等を踏まえ、均等割2割軽減、均等割5割軽減の軽減判定基準を次のとおり見直します。均等割7割軽減の見直しはありません。

軽減割合	対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者の軽減判定所得の合計額）
7割	43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円(基礎控除) + 29.5万円(※) × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数-1)以下 ※令和5年度は29万円
2割	43万円(基礎控除) + 54.5万円(※) × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数-1)以下 ※令和5年度は53.5万円

※給与所得者の数が0人の場合は、1人として計算します。

③保険料負担の急激な上昇を緩和する措置

令和6年度は制度改正に伴う保険料負担の急激な上昇を緩和する措置が行われます。

- 令和5年度末時点で既に後期高齢者医療の被保険者、または、令和6年度中に障がい認定により後期高齢者医療の被保険者となる方

賦課限度額 73万円

- 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者

所得割率 100分の9.83

賦課限度額 67万円

問い合わせ

鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎0858-32-1099
町民課 ☎76-0205 税務課 ☎76-0204

小児特別医療費助成制度

令和6年4月から 18歳以下の医療費が無料になります！

子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、18歳以下の医療費の自己負担分を八頭町と鳥取県で負担します。4月以降は3月中旬に送付した新しい受給資格証を提示して、医療機関を受診してください。



	3月31日まで	4月1日から
一部負担金	入院 1,200円/日 入院外 530円/日	無料
月額上限負担額	入院 1,200円/日 入院外 月4日まで	上限なし

※小児特別医療費制度は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方が対象です。

※保険外診療や入院時の食事療養標準負担額等は対象外となります。

※県外の医療機関を受診する場合は、医療機関へ窓口負担分をお支払いいただいた後に、領収証、保険証、受給者証をお持ちのうえ、役場窓口にて差額分を申請してください。

※学校、保育所等でケガをした場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先されます。この制度の対象となる場合は、特別医療費(小児)助成制度は使えません。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

戸籍制度の一部変更について

広報やず3月号9ページの「町民課からのお知らせ」に掲載した「戸籍制度が利用しやすくなります！」の記事では、生存配偶者による亡くなった配偶者の婚姻前の戸籍請求は広域交付制度の対象外でしたが、戸籍法および戸籍法施行規則の一部改正(令和6年3月1日施行)に伴い、戸籍が取得できるようになりました。

問い合わせ 町民課 ☎76-0211